

X 配偶者同行休業制度



配偶者同行休業制度とは、配偶者が何らかの理由（外国への転勤、留学等）で外国に長期（6ヶ月以上）で滞在する場合、その配偶者と同じ場所で共に生活するために同行休業をすることができる制度です。

例えば、夫が1年間海外転勤になった場合、妻（機構職員）が配偶者同行休業制度を申請することで、妻は1年間休業し、夫と住居を共にすることができます。

なお、配偶者同行休業制度は3年を超えない範囲で取得することができます。

